

○農林水産省令第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(指定家畜集合施設)</p> <p>第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物</p> <p>(定期の報告)</p> <p>第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、これらのうち非商用家畜（飼養する家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、エミュー及びだちようにあつては十羽未満であり、かつ、生きた家畜及び乳、卵等の生産物の出荷を行っていない農場で飼養されている家畜をいう。以下同じ。）の所有者については、当該書類を添付することを要しない。</p> <p>(削る。)</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、リ）(防疫のための更</p>	<p>(指定家畜集合施設)</p> <p>第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物</p> <p>(定期の報告)</p> <p>第二十一条の五 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>一 衛生管理区域及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図</p> <p>二〇七 (略)</p> <p>八 次に掲げる事項（馬の所有者にあつては、ト及びビリを除く。）</p>

【改正イメージ】

衣に関する具体的な方法を除く。)を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し

イ〜ハ (略)

ニ 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図

ホ〜ト (略)

チ (削る)

リ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに

防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(削る)

八 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ〜二 (略)

ホ あひる、きじ、エミユル、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

一万羽

九 (略)

(報告事項)

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、エミユル、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。

一〜五 (略)

(輸入の禁止)

第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域

を規定する飼養衛生管理マニュアルの写し

イ〜ハ (略)

(新設)

ニ〜ト (略)

ト 猫等の愛玩動物の衛生管区域内での飼育禁止

チ (略)

リ 農場における防疫のための更衣

又 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

九 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ〜二 (略)

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

十 (略)

(報告事項)

第二十一条の六 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。

一〜五 (略)

(輸入の禁止)

第四十三条 法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域

【改正イメージ】

は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考 (対象とする伝染性 疾病)
(略) 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	(略) シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トウーラ州及びブリヤンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランドニア及び	(略) 高病原性鳥インフルエンザ

は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考 (対象とする伝染性 疾病)
(略) 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	(略) シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トウーラ州及びブリヤンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランドニア及び	(略) 高病原性鳥インフルエンザ

【改正イメージ】

(略)	ニュージーランド以外の地域	(略)
-----	---------------	-----

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ (略)

ロ 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ ホ (略)

二 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 八 (略)

(動物の輸入に関する届出)

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三 (略)

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

(略)	ニュージーランド以外の地域	(略)
-----	---------------	-----

(指定検疫物)

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

一 次に掲げる動物及びその死体

イ (略)

ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ ホ (略)

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

三 八 (略)

(動物の輸入に関する届出)

第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類

三 (略)

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる種類の動物（次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。）につき、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、同欄に定める期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
(略)	(略)
三 鶏、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	十日（初生ひなの輸入の場合は十四日、輸出の場合は二日）
(略)	(略)

2～6 (略)

(適用除外となる病原体)

第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第二百三十三条第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百三十四条各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五 (略)

(動物用生物学的製剤の指定)

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第二項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）

二 (略)

別表第二（第二十一条関係）

家畜の種類

飼養衛生管理基準

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
(略)	(略)
三 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	十日（初生ひなの輸入の場合は十四日、輸出の場合は二日）
(略)	(略)

2～6 (略)

(適用除外となる病原体)

第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第二百三十三条第一項第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百三十四条第一項各号の再生医療等製品に限る。）に含まれている病原体

五 (略)

(動物用生物学的製剤の指定)

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第二項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）

二 (略)

別表第二（第二十一条関係）

家畜の種類

飼養衛生管理基準

三 鶏、あひ
る、うずら、
きじ、エ
ミュー、だ
ちよう、ほろ
ほろ鳥及び七
面鳥

第一 家畜防疫に関する基本的事項

(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

- 1 (略)
- 2 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

- 3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

- (1) (3) (略)
- (4) 消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図

三 鶏、あひ
る、うずら、
きじ、だちよ
う、ほろほろ
鳥及び七面鳥

第一 家畜防疫に関する基本的事項

(家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践)

- 1 (略)
- 2 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるように、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 (飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底)

- 3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

- (1) (3) (略)
- (新設)

- (5) (7) (略)
- (8) (略)
- (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗淨及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
(削る)
- 4 (記録の作成及び保管)
次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 導入、出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日
(削る)
- (4) (5) (略)
- 5 (大規模所有者が講ずる措置)
大規模所有者は、以下の措置を講ずること。
- (1) (略)
- (2) 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、エミュー、だちよ

- (4) (6) (略)
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) (略)
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗淨及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
(記録の作成及び保管)
- 4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。
- (1) (2) (略)
- (3) 導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
(削る)
- (5) (6) (略)
- 5 (大規模所有者が講ずる措置)
大規模所有者は、以下の措置を講ずること。
- (1) (略)
- (2) 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ

<p>う、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。)</p> <p>(3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を講ずること。</p> <p>① 衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理(以下この項において「分割管理」という。)することの導入について検討すること。</p> <p>② 監視伝染病の発生に備えた対応計画(防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。</p> <p>③ 冬に、渡り鳥が農場が所在する地域において飛来する時期等にあつては、ウインドウレス鶏舎の入り口にフィルタを設置するなど塵埃対策を実施すること。</p>	<p>6 (略)</p>	<p>7 (家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備)</p> <p>家畜の所有者は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる10及び21について、平時からその取組内容を習熟してお</p>
--	--------------	---

<p>鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。)</p> <p>(3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。</p>	<p>6 (略)</p>	<p>(新設)</p>
---	--------------	-------------

- 8| くこと。
(略)
- 9| 高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。
(消毒等の実施に備えた措置)
- 10| 大臣指定地域にあつては、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講ずること。
- 11| 13 (略)
(飼養する家畜の健康観察)
- 14| 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家きんの健康観察(家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。
- 15| 17 (略)
第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止
(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

- 7| (略)
(新設)
- 8| 10 (略)
第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止
(新設)
- 11| 13 (略)
第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止
(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

18| 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

19| (略)

(他の畜産関係施設などで使用した物品などを衛生管理区域に持ち込む際の措置)

20| 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品及び過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(削る)

14| 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

15| (略)

(他の畜産関係施設などで使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

16| 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

17| 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒そ

(削る)

〔野生動物に関する事項〕

(農場周辺の状況把握)

21 大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討すること。

(削る)

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

22・23 (略)

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

24 飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的に行うこと。

(削る)

の他の必要な措置を講ずること。

(飲用水の給与)

18 飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

(新設)

(家きんを導入する際の健康観察等)

19 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾患の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

20・21 (略)

(器具の定期的な清掃又は消毒等)

22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

(家きん舎外での病原体による汚染防止)

23 家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。

- 25 野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池等の農場敷地内の水場等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
- 26 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家きんに給与する場合には、これを消毒すること。
- 27 ねずみ及び害虫の駆除
（ねずみ及び害虫の駆除）
ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。
- 28 衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設（衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設）の清掃及び消毒
衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が

- 24 野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
- 25 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
- 26 ねずみ及び害虫の駆除
（ねずみ及び害虫の駆除）
ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
- 27 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよ

侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行って、敷地、家きん舎等の施設を定期的に消毒すること。

(削る)

(削る)

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

29| 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、当該衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。)

30| (略)

31| (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) 衛生管理区域から家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち

う、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

(家きん舎等施設の清掃及び消毒)

28| 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

(毎日の健康観察)

29| 毎日、飼養する家きんの健康観察(家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。

第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

(衛生管理区域から退出する者の手指消毒等)

30| 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。)

31| (略)

32| (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) 家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち

	<p>五 非商用家畜</p>
<p>32・33 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>出す場合にあつては、洗淨、消毒その他の必要な措置を講じ、家さんの死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。</p>	<p>第一 家畜防疫に関する基本的事項 (飼養する家畜の健康観察)</p> <p>1 1 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。)を行うこと。家畜を衛生管理区域外へ移動させる場合は、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。 (獣医師等の健康管理指導)</p> <p>2 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該</p>
<p>(新設)</p>	
<p>34・35 (略)</p> <p>33 (家さんの出荷又は移動時の健康観察)</p> <p>場合には、移動の直前に当該家さんの健康状態を確認すること。また、家さんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p>	<p>(新設)</p>

獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

(密飼いの防止)

3| 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第二 衛生管理区域への病原体の侵入防止

(衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等)

4| 衛生管理区域を設定し、入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く)。

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用)

5| 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域に退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して

保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。ただし、第十四条の四に該当する場合を除く。

（飼料・飲水の病原体による汚染の防止）

6| 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。

（他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

7| 他の農場等で使用し、又は使用したおそれのある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。衛生管理区域内に車両が立ち入る場合にあつては、衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

	<p>第三 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止</p> <p>8 畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施) (畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。)</p> <p>9 畜舎に野生動物が侵入しないよう、開口部に防鳥ネットその他の必要な措置を講ずること。はえ、蚊等の害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除すること。</p> <p>第四 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 (衛生管理区域から搬出する物品の消毒等)</p> <p>10 衛生管理区域から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあつては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあつては、漏出が生じないようにすること。</p> <p>(家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止)</p> <p>11 家畜保健衛生所から提供される情報、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、飼養する家畜の伝染性疾病に関する最新の情報を積極的に把握すること。飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するとともに、農場から家畜及びその死体並びに排せつ物の移動を行わないこと。</p>

【改正メッセージ】

【改正イメージ】

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項に係る部分 公布の日

二 第四十三条、第四十五条及び第四十七条の二の規定、並びに別表第二の三の項の改正規定中5（3）

③に係る部分及び同表第二の五の項に係る部分 令和八年十月一日

三 別表第二の三の項の改正規定中10、21及び25に係る部分 令和八年一月一日

(経過措置)

2 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（次項において「新規則」という。）第四十七条の二第二号に掲げる動物（エミューに限る。次項において同じ。）を輸入しようとする者は、この省令の施行前においても、家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定の例により、動物検疫所に届け出ることができる。

【改正イメージ】

3 新規則第四十七条の二第二号に掲げる動物についての家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項の規定による届出は、その動物を積載した船舶又は航空機が令和七年十一月九日までの間に新規則第四十七条に規定する港又は飛行場に入港し、又は着陸することとなっているときは、新規則第四十七条の三の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規則別記様式第二十一号の三による書面によりしなければなら
ない。